

| 国際予備審査機関 A T | オーストリア特許庁 | 附属書 E A T |
|---|--|--------------|
| 予備審査手数料 (PCT規則58) ^{1, 2} | ユーロ (EUR) | 1, 749 |
| 追加の予備審査手数料 (PCT規則68. 3) ^{2, 3} | EUR | 1, 749 |
| 取扱手数料 (PCT規則57. 1) ⁴ | EUR | 185 |
| 国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料 (PCT規則71. 2) | 1 頁につき EUR | 0. 95 |
| 国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料 (PCT規則94. 2) ³ | 1 頁につき EUR | 0. 95 |
| 国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額 | 過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58. 3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し | |
| 異議申立手数料 (PCT規則68. 3(e)) | EUR | 229 |
| 国際予備審査のために受理する言語 | 英語, フランス語, ドイツ語 | |
| 審査をしないこととしている対象 | PCT規則67. 1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、オーストリアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか? | している ⁵ | |
| 別個の委任状が要求される特別の状況 | なし | |
| 国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか? | している ⁵ | |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | なし | |

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、出願人、又は出願人が2人以上の場合には各出願人が自然人であり、オーストリア特許庁が国際調査機関である国の国民及び居住者である場合には、75%減額される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される(対応する附属書C (IB) 参照)。
- 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合 (PCT規則90の2. 1から90の2. 4 ; 国際段階の11. 048項も参照)、委任状の要件の放棄は適用されない (PCT規則90. 4(e)及び90. 5(d))。